

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和7年1月10日

南島原市長 松本 政博

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 6世工第5号
(2) 工事名 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（機械設備）
(3) 工事場所 南島原市南有馬町
(4) 工期 395日間
(5) 工事概要 建築機械設備工事 一式
資料館、物産交流施設からなる複合施設の新築工事
構造 木造（一部鉄筋コンクリート造 平屋建て）、耐震安全性の分類 構造体Ⅱ種
面積 1585.50m² 屋根 厚膜ウレタン塗装鋼板嵌合縦ハゼ葺き
外壁 杉板縦張り、多意匠創造形仕上塗材 巾木 コンクリート打放し
- (6) 入札回数 1回
(7) 入札保証金 南島原市契約規則による免除。
(8) 最低制限価格 設定
(9) 支払条件 前金払＋中間前金払又は部分払
(10) この入札は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成25年南島原市告示第101号。以下「実施要綱」という。）第2条第6号に規定する事後審査型入札である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（2）に定める要件を満たす者で、次の（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第6条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の 構成員数	2者 (ただし、構成員の中には必ず南島原市内に主たる営業所（本社）又は委任営業所を有する者を含めること。)
出資比率	最小限度 30% 代表構成員の出資比率はその他構成員の出資比率を上回ること。

資格要件	代表構成員	その他構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る建設業の許可を有しており、その許可区分が特定であること。	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る建設業の許可を有すること。
営業所の所在地、年間平均完成工事高に関する条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 南島原市内に本社を有する者で、管工事における年間平均完成工事高が1億円以上 イ 南島原市内に委任営業所を有する者で、管工事における年間平均完成工事高が1億5千万円以上 ウ 長崎県内に本社又は委任営業所を有する者で、管工事における年間平均完成工事高が2億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 南島原市内に本社を有する者で、管工事における年間平均完成工事高が1千万円以上 イ 南島原市内に委任営業所を有する者で、管工事における年間平均完成工事高が3千万円以上
経営事項審査の審査基準日	経営事項審査の審査基準日は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間の基準日とする。ただし、令和5年7月1日以降に南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱第10条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。	

(注1) 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱第5条に定める本工事公告日の10日前までに入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「委任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値、格付等級に関する条件」において、委任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該委任営業所の受任者において行うこと。

(注2) 「年間平均完成工事高」とは、上記の経営事項審査の審査基準日を対象とした経営事項審査の「完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第15条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、落札決定の日からとする。

資格要件	代表構成員	その他構成員
同種工事の施工実績に関する条件	不要	

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。					
	国家資格等	<table border="1"> <tr> <th>代表構成員</th> <th>その他構成員</th> </tr> <tr> <td>以下のいずれかの国家資格等並びに管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者。 ① 法による1級管工事施工管理技士 ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（ただし、管工事に係る監理技術者となれる部門での登録があること。） ③ 「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められた者。ただし、特別認定業種が「管工事業」に係る者とする。</td> <td>管工事に係る主任技術者となれる国家資格（資格取得後に必要とされている実務経験年数を含む。）を有する者。</td> </tr> </table>	代表構成員	その他構成員	以下のいずれかの国家資格等並びに管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者。 ① 法による1級管工事施工管理技士 ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（ただし、管工事に係る監理技術者となれる部門での登録があること。） ③ 「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められた者。ただし、特別認定業種が「管工事業」に係る者とする。	管工事に係る主任技術者となれる国家資格（資格取得後に必要とされている実務経験年数を含む。）を有する者。
	代表構成員	その他構成員				
	以下のいずれかの国家資格等並びに管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者。 ① 法による1級管工事施工管理技士 ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（ただし、管工事に係る監理技術者となれる部門での登録があること。） ③ 「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められた者。ただし、特別認定業種が「管工事業」に係る者とする。	管工事に係る主任技術者となれる国家資格（資格取得後に必要とされている実務経験年数を含む。）を有する者。				
工事経験	公共工事（管工事）の元請工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）としての施工経験がある者。					
その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3カ月以上）にある者。					
その他条件	なし					

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。

（注2）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札担当課	提出書類、入札・契約に関する事項	南島原市総務部 管財契約課	TEL 0957-73-6626 FAX 0957-82-3086	〒859-2211 南島原市西有家町里坊 96番地2
工事・技術担当課	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	南島原市教育委員会 事務局 世界遺産推進室	TEL 0957-73-6706 FAX 0957-85-2767	〒859-2412 南島原市南有馬町乙 1023番地

4 提出書類

- (1) 本公告入札に参加しようとする者の提出書類
事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出（2部）すること。
共通事項書3の（1）のア、イ
ア 競争参加資格確認届出書（実施要綱様式第5号（その2））
イ 建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) 開札後、落札候補者となった者の提出書類
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として、次の書類を提出（1部）すること。
共通事項書3の（1）のオ、キ、ク
オ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（実施要綱様式第8号（その2））
キ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）
ク キの添付書類（工事完成確認書の写し又はコリンズデータの写し）
※ 工事実績情報サービス（CORINS）に登録されている場合はコリンズデータの写し

5 入札日程

項目	期間	場所（方法）
書類様式、入札説明書の 交付期間及び場所	令和7年1月10日（金曜日）から 令和7年1月27日（月曜日）まで	書類様式は南島原市ホームページ、入札 説明書は入札情報システムからダウンロ ード
事後審査型一般競争入 札参加申込書等の提出 期間及び場所	令和7年1月10日（金曜日）から 令和7年1月27日（月曜日）まで	3の入札担当課へ持参
入札説明書に関する質 問期間及び場所	令和7年1月10日（金曜日）から 令和7年1月28日（火曜日）まで	3の工事・技術担当課へファクシミリ又 は持参 （注2）
上記回答期限及び回答 方法	令和7年1月30日（木曜日）まで	質問があった場合は入札情報システムに 掲載
上記回答に関する再質 問期限及び方法	上記回答期限の翌日の正午まで （土日、祝日の場合はその翌日）	3の工事・技術担当課へファクシミリ又 は持参 （注2）
上記再質問の回答期限 及び方法	上記再質問期限の翌日の正午まで （土日、祝日の場合はその翌日）	再質問があった場合は入札情報システム に掲載
工事費内訳書の提出方 法	入札書に添付し、入札用封筒に同 封すること	
入札及び開札 （日時・場所）	令和7年2月4日（火曜日） 10時15分から	西有家あけぼの会館 1階 多目的室 長崎県南島原市西有家町須川98番地1 電話 0957-73-6626
事後審査型入札に係る 競争参加資格審査申請 書等の提出期間及び場 所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	3の入札担当課への持参

（注1）上記の期間は、特に定めがない場合は、南島原市の休日を定める条例（平成18年南島原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く8時30分から17時15分までとする。
（来所する場合は正午から13時までを除く）

- (注2) 質問者はファクシミリの場合、必ず提出先に着信を確認し、後に質問文書原本を郵送又は持参して提出すること。
- (注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈又は質問回答書に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。質問回答書に対する再質問についても締切日以降の再質問は受け付けない。

6 入札説明書に関すること

- (1) 入札説明書の取得については、本公告2の資格保有者のみとする。
- (2) 入札説明書は、自社で南島原市入札情報システムから取得すること。取得した入札説明書を他人に譲渡、販売、貸与した者は入札に参加できない。

7 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、南島原市契約規則第25条第2項に掲げる担保の提供に代えることができる。

8 落札者の決定方法

落札者は、実施要綱第14条から第16条の規定に基づき決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

9 入札の無効

南島原市契約規則（平成18年規則第44号）第9条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

- (1) 共通事項書14に定める基準及び工事費内訳書取扱要領（平成25年10月7日付け25南管財第645号）に定める基準に該当していると認められる場合
- (2) 南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成25年8月1日付け25南管財第473号）に定める基準に該当していると認められる場合

10 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

11 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書は、南島原市ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <https://www.city.minamishimabara.lg.jp>
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
3の入札担当課
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
3の工事・技術担当課